

厚生労働省  
東京労働局発表  
令和4年9月30日

担当	東京労働局労働基準部賃金課
	課長 田村 滋康
	主任賃金指導官 中西 貴子
	賃金指導官 江口 貴志
電話	03-3512-1614

## 東京都最低賃金は10月1日から 時間額1,072円になります

- 1 東京労働局長（局長 辻田 博）が、時間額1,072円に改正決定した東京都最低賃金（地域別最低賃金）は、令和4年10月1日から効力が発生します。  
都内で事業を営む使用者が、効力発生後の労働に対し、東京都最低賃金である時間額1,072円以上の賃金を支払わないことは、最低賃金法違反となります。
- 2 厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るため、業務改善助成金制度を設けています。
- 3 東京労働局では、令和4年9月及び10月を「東京労働局 最低賃金・業務改善助成金周知強化期間～応援します！ TOKYO 1072 さいちんキャンペーン～」と位置づけ、最低賃金の改正について周知を徹底するとともに、生産性の向上等により事業場内最低賃金を引き上げやすい環境を整備するため、業務改善助成金の利用促進について集中的取組を推進しています（別添1参照）。  
今後、引き続き改正後の東京都最低賃金額の周知徹底に取り組むとともに、都内各労働基準監督署において監督指導を実施すること等により、履行確保を図ることとしています。

## 1 最低賃金について

### (1) 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

### (2) 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

## 2 過去10年間の改正状況

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
引上げ額	13円	19円	19円	19円	25円
引上げ率	1.55%	2.24%	2.19%	2.14%	2.76%
時間額	850円	869円	888円	907円	932円

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
引上げ額	26円	27円	28円	0円	28円
引上げ率	2.79%	2.82%	2.84%	0.00%	2.76%
時間額	958円	985円	1,013円	1,013円	1,041円

## 3 関係法令

### ○最低賃金法第4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

### ○最低賃金法第40条

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

## 4 厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、以下の最低賃金及び賃金の引上げに向けた生産性向上等のための支援を実施しています。

### ① 業務改善助成金（別添2、別添3リーフレット参照）

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、生産性向上のための設備・機器等の導入経費（業務改善経費）の一部を助成するもの。なお、令和4年9月1日より、「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大などの拡充を行いました。

※ 業務改善助成金に関するお問い合わせは、業務改善助成金コールセンター（電

話 0120-366-440)、東京労働局雇用環境・均等部企画課(助成金担当;電話 03-6893-1100)又は、東京働き方改革推進支援センター(電話 0120 - 232 - 865)にお尋ねください。

② 「東京働き方改革推進支援センター」(別添4リーフレット参照)

東京労働局委託事業として、令和4年4月より「東京働き方改革推進支援センター」(電話 0120 - 232 - 865)を開設し、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者等を中心に、生産性向上による賃金引上げ、非正規労働者の処遇改善、労働時間の短縮、人手不足の緩和等の取組を支援するため、専門家による相談対応(電話・メール・対面・訪問)や出張相談会・セミナー等を実施しています。